平成21年1月28日 判決言渡

平成20年(行ケ)第10223号 審決取消請求事件

平成20年11月13日 口頭弁論終結

剉 決 持 田 製 薬 株 式 会 社 原 告 訴訟代理人弁護士 末 吉 亙 橋 元 弘 同 高 訴訟代理人弁理士 網 野 友 康 同 初 瀬 俊 哉 茂 同 石 井 樹 豊 崎 玲 子 同 告 株式会社コーセー 被 訴訟代理人弁理士 成 合 清 同 為 谷 博 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効 2 0 0 7 - 8 9 0 1 5 8 号事件について平成 2 0 年 4 月 3 0 日にした審決を取り消す。

第2 争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

被告は,登録第4880756号商標(平成16年7月14日登録出願,出願番号2004-065408号。平成17年6月10日登録査定,同年7月15日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者である。本件商標は,

別紙1のとおり、「コラゲテクト」及び「COLLAGE TECHTO」の文字を上下 二段に横書きにした構成からなり、商品の区分を第3類、指定商品を化粧品、 せっけん類、歯磨き、香料類、つけまつ毛とする。

原告は,平成19年9月26日,本件商標の登録を無効とすることを求めて無効審判請求(無効2007-890158号)をした。

特許庁は,平成20年4月30日,「本件審判の請求は,成り立たない。」との審決(以下「審決」という。)をし,その謄本は,平成20年5月13日,原告に送達された。

2 審決の理由

別紙審決書写しのとおりであり、要旨以下のとおりである。すなわち、本件商標は、原告の商標である登録第2120276号商標(構成は、別紙2のとおりである。以下「引用商標1」という。)、登録第2318621号商標(構成は、別紙3のとおりである。以下「引用商標2」という。)、登録第2413569号商標(構成は、別紙4のとおりである。以下「引用商標3」といい、引用商標1ないし3を包括して「引用商標」という。)と非類似であるから、商標法4条1項11号に該当しない、また、本件商標は、その指定商品に使用しても原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標と認めることはできないから、商標法4条1項15号にも該当しない、したがって、本件商標は商標法46条1項の規定により無効とすることはできない、というものである。

審決のした 商標法4条1項11号該当性の判断(本件商標と引用商標の類否), 商標法4条1項15号該当性の判断(本件商標の使用による原告の業務に係る商品との混同の有無)は,次のとおりである。

(1) 商標法4条1項11号該当性について

本件商標は、「コラゲテクト」の片仮名文字と「COLLAGE TECHTO」の 欧文字を上下二段に横書きした構成よりなるところ、上段及び下段の文字と も,同じ書体,同じ大きさで,さらに下段の文字中「E」と「T」との間が 半文字程度あけてなる他は同じ間隔をもって外観上まとまりよく一体に表現 されており、上段の片仮名文字は、下段の欧文字の称呼を特定したものであ って、これより生ずる「コラゲテクト」の称呼もよどみなく一連に称呼し得 るものであり、さらに、引用商標が原告(無効審判請求人)の業務に係る基 礎化粧品等について使用する商標として我が国の取引者,需要者の間に広く 認識されていたということは認められないために、本件商標の構成中 「COLLAGE」の文字部分より,原告の引用商標を連想,想起することはな く、他に、構成中の「COLLAGE」の文字部分のみが独立して認識されると みるべき特段の事情は見出せないから、上段及び下段の文字は、一体不可分 のものと把握し認識されるとみるのが自然である。ところで,一般に欧文字 と片仮名文字を併記した構成の商標において,その片仮名文字部分が欧文字 部分の称呼を特定すべき役割を果たすものと無理なく認識し得るときは,片 仮名文字部分より生ずる称呼がその商標より生ずる自然の称呼とみるのが相 当である。そこで、本件商標の構成文字についてみるに、上段の片仮名文字 「コラゲテクト」は,下段の欧文字「COLLAGE TECHTO」の表音とみて自 然なものであるから,本件商標の称呼を特定したものというべきであり,本 件商標よりは「コラゲテクト」のみの称呼を生ずるものというべきであり, 特定の観念の生じない造語よりなるものというべきである。

他方,引用商標は,(1)「コラージュ」の片仮名文字,(2)「コラージュ」の片仮名文字と「Collage」の欧文字,(3)「Collage」の欧文字と「コラージュ」の片仮名文字及び図形との結合によりなるものであり,それぞれの文字部分に相応して「コラージュ」の称呼,及び「貼付け絵」等の観念を生ずる。

そこで,本件商標より生ずる「コラゲテクト」の称呼と引用商標より生ずる「コラージュ」の称呼とを比較するに,両称呼は,構成音及び構成音数に

明らかな差異が認められ、両称呼をそれぞれ一連に称呼した場合であっても、十分に聴別し得るものである。また、本件商標と引用商標とは、外観において明らかに相違し、観念においては、本件商標が特定の観念を生ずるものでないから、比較すべきところがない。してみれば、本件商標と引用商標とは、その外観、称呼及び観念のいずれより見ても、何ら相紛れるおそれのない、非類似の商標である。そうとすれば、本件商標は、商標法4条1項11号に該当しない。(審決第5、1)

(2) 商標法4条1項15号該当性について

原告が提出した証拠では、引用商標が原告の業務に係る基礎化粧品等について使用されていることは認められるとしても、本件商標の登録出願時に、引用商標が原告の業務に係る商品について使用されている商標として我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていたということは認められない。加えて、本件商標は、上段及び下段の文字が一体不可分のものと把握し認識されるものであって、引用商標とは十分区別し得る別異の商標であるから、これを、その指定商品について使用した場合、これに接する取引者、需要者が、これより、原告の引用商標を連想、想起することはなく、その商品が原告又は原告と組織的・経済的に何らかの関係にある者の業務に係る商品であるかのごとく、その商品の出所について混同を生ずるおそれのないものである。してみれば、本件商標は、商標法4条1項15号にも該当しない。(審決第5、2)

第3 原告主張の取消事由

審決は,次に述べるとおり,商標法4条1項11号該当性判断の誤り(取消事由1),商標法4条1項15号該当性判断の誤り(取消事由2)があるから, 違法として取り消されるべきである。

- 1 商標法4条1項11号該当性判断の誤り(取消事由1)
 - (1) 以下の諸点を総合考慮すると、本件商標の要部は、「COLLAGE」の部分であると解するのが相当である。

すなわち , 本件商標の下段の「COLLAGE TECHTO」の部分において , 「COLLAGE」と「TECHTO」の間に間隔が存在し「COLLAGE」と「TECHTO」 の文字数の合計が多いことから、「COLLAGE」の部分が分離して認識され ること, 化粧品,せっけん類の業界においては,個々の商品の商標として 「ファミリーマーク+ペットネーム(造語)」の構成よりなる商標が一般的 に用いられており,本件商標は,「コラゲ」及び「COLLAGE」の部分がフ ァミリーマークと認識され、「テクト」及び「TECHTO」の部分がペットネ ームと認識されること , 化粧品 ,せっけん類の業界では ,普通名称として フランス語が用いられているほか,商標の採択に当たってもフランス語が好 んで用いられ,また、「collage」という語は,フランス語で「コラージュ」 という読み方をし、「貼付け絵」を意味する既成語であって,中学校の美術 の教科書にも掲載され,書名やブログ名称等にも用いられるなど,世上一般 に通用しているため、本件商標の「COLLAGE」の部分について、需要者、 取引者は,フランス語的な発音である「コラージュ」と称呼すること, 化 粧品の取引においては,欧文字と仮名文字の二段併記の商標について,欧文 字部分のみを使用することが多く,本件商標は,欧文字部分のみが目立つ態 様で用いられる可能性が極めて高いから、その称呼の認定に当たって、片仮 名文字の存在を重視すべきではないこと、 本件商標の登録出願時(平成1 6年7月14日)及び登録査定時(平成17年6月10日)には、「Collage」 との表示は、原告の商品の表示として周知、著名であったこと等の諸事情を 総合考慮するならば,本件商標の要部は,「COLLAGE」の部分にあると解 すべきである。

そうすると、本件商標は、その要部である「COLLAGE」から、「コラージュ」の称呼を生じ、「貼付け絵、コラージュ」の観念を生ずる。

引用商標は,それぞれ「コラージュ」の称呼及び「貼付け絵,コラージュ」の観念を生ずる。本件商標と引用商標は,いずれも「コラージュ」の称呼を

生じ、「貼付け絵、コラージュ」の観念を生ずるから、称呼及び観念を同一 とし、いずれも類似する。

- (2) したがって、審決が、本件商標と引用商標は非類似であり、本件商標は 商標法4条1項11号に該当しないとした判断は誤りである。
- 2 商標法4条1項15号該当性判断の誤り(取消事由2)
 - (1) 原告は、昭和55年1月から、「Collage」又は「コラージュ」との表示を付した化粧品、せっけん類の製造販売を行っていたが、平成16年4月、その事業を、原告が100%出資して設立した持田ヘルスケア株式会社に譲渡した(以下、「Collage」又は「コラージュ」との表示の使用の主体等として、原告と持田ヘルスケア株式会社を通じて「原告」という。)。

原告は、昭和55年1月以降、基礎化粧品を中心としたシリーズ商品であるコラージュシリーズを表す一種のファミリーネームとして、「Collage」との表示を継続して使用してきた。具体的には、「Collage」の欧文字を、コラージュシリーズの各商品のパッケージに大きく表示し、新聞・雑誌の広告、コラージュシリーズの各商品を取り扱う薬局等の店頭広告やチラシなどに、「Collage」の欧文字を掲載し、「Collage」の文字が表示された各商品の写真を掲載するなどしてきた。原告は、コラージュシリーズの宣伝に多額の費用をかけ、売上げを伸ばした。また、コラージュシリーズの自商品を取り上げた新聞・雑誌の記事には、「Collage」の文字が表示され、その表示がされた商品の写真が掲載された。このような使用によって、本件商標の登録出願時(平成16年7月14日)及び登録査定時(平成17年6月10日)には、「Collage」との表示は、原告の商品の表示として周知、著名であった。前記1(1)のとおり、本件商標と引用商標は、称呼及び観念を同一とし、類似する商標である。

そうすると,本件商標は,原告の業務に係るコラージュシリーズの商品と 混同を生ずるおそれがある商標(商標法4条1項15号)に該当する。 (2) したがって、審決が、本件商標は原告の業務に係る商品と混同を生ずる おそれがある商標(商標法4条1項15号)と認めることはできないとした 判断は、誤りである。

第4 被告の反論

審決の認定判断に誤りはなく,原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

- 1 商標法4条1項11号該当性判断の誤り(取消事由1)に対し
 - (1) 以下の事情を総合考慮すると,本件商標は,「コラゲテクト」若しくは「COLLAGE TECHTO」の各部分又は本件商標全体によって識別力を有するものであり,「COLLAGE」の部分のみが識別力を有するということはできない。

本件商標において、「COLLAGE」と「TECHTO」は、同一の書体で軽重の差なく表されており、全体の文字数は冗長といえる程多くはなく、「コラゲテクト」という称呼はよどみなく一連に称呼し得るから、「COLLAGE」と「TECHTO」が分離して認識されることはない。

化粧品,せっけん類の業界において,「ファミリーマーク+ペットネーム (造語)」の構成よりなる商標が用いられることはあるが,ファミリーマークが出所表示として認識されるのは,ファミリーマークが特定の者の出所表示として著名である場合に限られるところ,後記2(1)のとおり,「Collage」との表示は原告の商品の表示として周知又は著名であったとは認められないから,本件商標が「ファミリーマーク+ペットネーム(造語)」の構成を有し本件商標の「COLLAGE」の部分が要部であると認識されることはない。

たんぱく質の一種である「コラーゲン(collagen)」は,化粧品や健康食品の成分として注目され,それらの原材料の表示や宣伝広告に頻繁に使用されており,「コラーゲン(collagen)」を連想させる「COLLAGE」,「コラゲ」の文字は,化粧品,せっけん類,健康食品の商標の一部として多数使用されている。他方,「貼付け絵」という意味のフランス語である「collage」(コラー

ジュ)という語は、我が国においては美術に興味のある者がその意味を理解できる程度に認識されているにとどまり、さほど親しまれていない。そうすると、本件商標に接した需要者、取引者は、本件商標の「コラゲ」、「COLLAGE」の部分から「コラーゲン(collagen)」を連想し、本件商標から「コラゲテクト」という称呼を生ずる。

欧文字と片仮名文字の二段併記の商標について, 化粧品の容器の表部分に 欧文字のみが表示されている例は多く見受けられるが, そのような例におい ても容器の裏部分には片仮名が表示されており, 店頭の掲示や商品パンフレ ット, ちらしには片仮名が表示されているから, そのような商標の称呼の認 定に当たって, 片仮名文字が存在する点は重視されるべきである。

以上によれば、本件商標は「コラゲテクト」若しくは「COLLAGE TECHTO」の各部分又は本件商標全体によって識別力を有するものであり、「コラゲテクト」という称呼のみを生じさせ、また、造語であるから、特定の観念を生じさせない。

- (2) 本件商標と引用商標は、いずれも外観、称呼、観念を異にし、類似しない。したがって、審決が本件商標と引用商標は非類似であると判断したことに誤りはない。
- 2 商標法4条1項15号該当性判断の誤り(取消事由2)に対し
 - (1) 原告は「Collage」又は「コラージュ」との表示を付した商品の製造販売を昭和55年に開始したが、その事業を本格化させたのは本件商標が登録出願された平成16年(2004年)以降であること、化粧品、せっけん類は市場規模が巨大で宣伝広告費も莫大であるところ、原告の「Collage」又は「コラージュ」との表示を付した商品の年間売上額は化粧品、せっけん類の市場全体の売上額に比して少なく、その宣伝広告の規模は、同種商品について普通に行われる程度にとどまること、「Collage」又は「コラージュ」との表示は、化粧品等の成分である「コラーゲン(collagen)」を連想させ、識別

力が強いとはいえないことなどを総合すると、「Collage」との表示は、原告の商品の表示として周知、著名であったとはいえない。また、前記1(2)のとおり、本件商標と引用商標はいずれも類似しない。以上の事情に照らすと、本件商標をその指定商品に使用しても、原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれはない。

(2) したがって、審決が本件商標は原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標と認めることはできないとした判断に誤りはない。

第5 当裁判所の判断

- 1 商標法4条1項11号該当性判断の誤り(取消事由1)について
 - (1) 本件商標と引用商標の類否
 - ア 本件商標の外観,称呼,観念
 - (ア) 本件商標は、「コラゲテクト」の片仮名文字を上段に、「COLLAGE TECHTO」の欧文字を下段に、それぞれ上下二段に横書きしたものである。

まず、本件商標のうち、上段の「コラゲテクト」の構成部分は、同一の書体で一連に記載された一体表記であり、「COLLAGE TECHTO」の部分の上段に併記され、「COLLAGE TECHTO」は、ローマ字読みで、「コラゲテクト」ないし「コラゲテチト」などと読まれるから、「コラゲテクト」の部分は、「COLLAGE TECHTO」のローマ字読みをそのまま表記したものと理解される。

次に、本件商標のうち、下段の「COLLAGE TECHTO」の構成部分は、「COLLAGE」と「TECHTO」の間にわずかな間隔が存在するものの、「COLLAGE」と「TECHTO」は、同一の書体及び大きさで表記され、一方が他方よりも看者の注意を強く引くような態様で表記されることもなく、外観的特徴において差異がないことから、一体のものとして認識され、ことさら「COLLAGE」の部分のみが切り離されて認識されるこ

とはない。

そうすると、本件商標は、「コラゲテクト」若しくは「COLLAGE TECHTO」の各部分又は本件商標全体によって識別され、上記のとおり、「コラゲテクト」の片仮名文字を上段に、「COLLAGE TECHTO」の欧文字を下段に、それぞれ上下二段に横書きした外観を有し、「コラゲテクト」との称呼を有する商標と認められる。なお「COLLAGE TECHTO」、「コラゲテクト」は、いずれも特定の観念を生じさせない造語であるから、本件商標は特定の観念を生じさせない造語であると認められる。

(イ) 原告の主張に対し

これに対し、原告は、本件商標のうち、「COLLAGE」の構成部分の みが識別力を有する要部であると主張するが、同主張は、以下のとおり、 失当である。

- a 原告は,本件商標のうち「COLLAGE」の部分が分離して認識されると主張する。しかし,前記(ア)のとおり,本件商標のうち「COLLAGE TECHTO」の部分は一体のものとして認識され,ことさら「COLLAGE」の部分のみが切り離されて認識されることはないから,原告の上記主張は,採用することができない。
- b 原告は,本件商標は,「コラゲ」及び「COLLAGE」の部分がファミリーマークと認識され,「テクト」及び「TECHTO」の部分が,ペットネームと認識される商標であると主張する。

確かに、甲24の1ないし6、甲41の1ないし6によれば、化粧品、せっけん類の業界において、個々の商品の商標として、一連のシリーズ商品であることを示すファミリーマークとその他の語を組み合わせて採用する例があること、甲20の1ないし14によれば、原告も、「Collage」又は「コラージュ」との表示とその他の語を組み合わせた商標を使用していることが認められる。

しかし,たんぱく質の一種である「コラーゲン(collagen)」は,哺 乳動物の皮膚,角膜,腱,血管などの結合組織を構成している繊維状 たんぱく質であり,ソルブル(可溶性)コラーゲンとインソルブル(不 溶性)コラーゲンがあり、ソルブルコラーゲンは、皮膚の結合組織の 繊維形成細胞を刺激し ,新鮮な繊維形成を促進させ ,血管機能を高め , 水分保持能力,弾力性を増すので,皮膚の老化防止,若返りの目的で 化粧品に使用されており、食品や化粧品の原材料や成分などとして注 目されていること(乙1,乙8及び弁論の全趣旨),「Collage」は,「コ ラーゲン」の「collagen」と「n」の1文字のみが相違すること等の事 実に照らすならば、「Collage」との表示は、需要者、取引者をして、 「collagen」を連想させるため,化粧品等に用いた場合には,識別力 が強いとはいえない。さらに,後記2(1)イのとおり,「Collage」と の表示は,原告の商品の表示として周知,著名であったとは認められ ない。そして ,前記(ア)のとおり ,本件商標は ,「COLLAGE TECHTO」 の部分が一体として認識されるものであり ,「COLLAGE」の部分の みが切り離されて認識されるものではない。そうすると,本件商標中 の「コラゲテクト」、「COLLAGE TECHTO」という部分は , ファミリ ーマークとペットネームを組み合わせたものとして認識されるとは認 められない。

したがって,原告の上記主張は,採用することができない。

原告は、化粧品、せっけん類の業界では、フランス語が好んで用いられていること、また、「collage」という語は、フランス語で「コラージュ」という読み方をし、「貼付け絵」を意味する既成語であって、中学校の美術の教科書にも掲載され、世上一般に通用していることから、需要者、取引者は、本件商標の「COLLAGE」という部分から、フランス語的な発音である「コラージュ」の称呼を認識する旨主張す

る。

確かに、国語辞典には、「コラージュ【collage 75)ス】(貼り合せの意)近代絵画の技法の一。画面に紙・印刷物・写真などの切抜きを貼りつけ、一部に加筆などして構成する。・・・貼付け絵。」(広辞苑第五版)などの記載があり、中学校の美術の教科書などに、絵画の技法の一種として「コラージュ」(貼付け絵)が掲載されていること、化粧品業界においては、フランス語に由来する商標名が少なくないことが認められる(甲5,甲25の1ないし10,甲30の1,2,乙10)。

しかし、提出された証拠による限り、中学校の美術の教科書には、「コラージュ」という片仮名が記載されているものがあっても、「collage」という欧文字の綴りが記載されているものは認められない(甲25の1ないし10)。我が国において、欧文字をローマ字読みする例は一般的であることから、ローマ字読みにより「COLLAGE」を「コラーゲ」、「コラゲ」などと読むことが不自然であるとはいえない。また、本件商標の「COLLAGE」の部分、引用商標2、3の「Collage」の部分は、「コラーゲン」を意味する「collagen」と「n」の1文字が相違するのみであって、需要者、取引者をして、「collagen」を容易に連想させる。

そうすると、需要者、取引者は、本件商標の指定商品である化粧品等について使用される「COLLAGE」の文字部分について、そこから化粧品等とはおよそ関連性の薄い「貼付け絵」を連想して「コラージュ」と称呼するのではなく、化粧品等の原材料や成分として利用され、化粧品等と関連性の強い「コラーゲン」を連想し、「コラーゲン(collagen)」に由来して「コラーゲ」、「コラゲ」と称呼すると解することに合理性がある。また、「コラゲ」や「COLLAGE」の文字を含

む標章が化粧品や健康食品等に使用されている例は少なからず存在し(乙3の1ないし18),化粧品,せっけん類等を指定商品とする「コラゲ」,「COLLAGE」の文字を含む商標が多数商標登録されていることも認められる(乙7の1ないし71)。

したがって、「コラージュ」という語が我が国においてある程度知られていたとしても、本件商標の「COLLAGE」の部分が、「コラーゲン」の連想から、ローマ字読みに従って「コラゲ」と発音されることは不自然とはいえず、「COLLAGE」の部分からフランス語的な発音である「コラージュ」の称呼を認識することが一般的であるとはいえない。以上のとおりであるから、原告の上記主張は、採用することはできない。

d 原告は,化粧品の取引においては,欧文字と仮名文字の二段併記の商標について,欧文字部分のみを使用することが多く,本件商標は,
欧文字部分のみが目立つ態様で用いられる可能性が高いから,その称呼の認定に当たって,片仮名文字の存在を重視すべきではないと主張する。

確かに,甲16(化粧品業界における登録商標の使用に関する実態調査の報告書)によれば,欧文字と仮名文字の二段併記の商標について,実際の使用態様において,化粧品の容器や包装箱の表面に欧文字のみを表示したものが少なくないことが認められる。

しかし, 化粧品の容器や包装箱の表面に欧文字と仮名文字を併記したものも存在する上, 化粧品の容器や包装箱の裏面には, 製造者に関する記載と併せて片仮名文字により商標が表示されている例も多いこと(甲16)が認められる。

したがって, 化粧品, せっけん類などを指定商品とする欧文字と仮名文字の二段併記の商標について, その称呼の認定に当たり, 片仮名

文字の存在を重視すべきでないとの原告の上記主張は,採用することができない。

e 原告は,本件商標の登録出願時(平成16年7月14日)及び登録 査定時(平成17年6月10日)には,「Collage」との表示は,原告 の商品の表示として周知,著名であったと主張する。

しかし,後記2(1)イのとおり,「Collage」との表示は原告の商品の表示として周知,著名であったとは認められず,原告の上記主張は,採用することができない。

イ 引用商標の外観,称呼,観念

引用商標1は,「コラージユ」の片仮名文字を横書きにしたものであり, 「コラージユ」の称呼を生じ,「貼付け絵」の観念を生じる。

引用商標2は、「コラージュ」の片仮名文字と「Collage」の欧文字を上下二段に横書きにしたものであり、「コラージュ」の称呼を生じ、「貼付け絵」の観念を生じる。

引用商標3は、「Collage」の横書きの欧文字と「コラージュ」の横書きの片仮名文字及び花草模様の図形を上下3段に配したものであり、「コラージュ」の称呼を生じ、「貼付け絵」の観念を生じる。

ウ本件商標と引用商標の類否

(ア) 本件商標と引用商標1の類否

本件商標と引用商標1を対比すると、外観において、本件商標の「コラゲテクト」の部分と引用商標1は、語頭に「コラ」との文字を含む点で共通するが、全体の文字数やその余の文字が異なり、また、本件商標は「COLLAGE TECHTO」との欧文字を含むから、本件商標と引用商標1は、外観において異なる。

本件商標より生ずる「コラゲテクト」の称呼と引用商標1より生ずる「コラージュ」の称呼は,前者が6音よりなるのに対し,後者は4音又

は5音よりなり,構成音数が相違する上,語頭の「コラ」の音を除いた その他の音が相違するから,本件商標と引用商標1は,称呼において異 なる。

本件商標は特定の観念を生じない造語であるから,本件商標と引用商標1の観念を比較することはできない。

したがって,本件商標と引用商標1は,外観,称呼が異なり,観念を 比較することはできないから,類似しない。

(イ) 本件商標と引用商標2の類否

本件商標と引用商標2を対比すると、外観において、本件商標の「コラゲテクト」の部分と引用商標2の「コラージュ」の部分は、語頭に「コラ」との文字がある点で共通し、本件商標の「COLLAGE」の部分と引用商標2の「Collage」の部分は、冒頭の「C」の大文字と綴りにおいて共通する。しかし、本件商標の「コラゲテクト」の部分と引用商標2の「コラージュ」の部分は、全体の文字数が異なり、語頭の「コラ」との文字以外の文字は異なる上、前記ア(ア)のとおり、本件商標の「COLLAGE TECHTO」の部分は、外観上一体のものと認められ、「COLLAGE TECHTO」の部分は、外観上一体のものと認められ、「COLLAGE」のみが切り離されて認識されることはない。そうすると、本件商標と引用商標2は、外観において異なる。

本件商標より生ずる「コラゲテクト」の称呼と引用商標2より生ずる「コラージュ」の称呼は,前者が6音よりなるのに対し,後者は4音よりなり,構成音数が相違する上,語頭の「コラ」の音を除いたその他の音が相違するから,本件商標と引用商標2は,称呼において異なる。

本件商標は特定の観念を生じない造語であるから,本件商標と引用商標2の観念を比較することはできない。

したがって,本件商標と引用商標2は,外観,称呼が異なり,観念を 比較することはできないから,類似しない。

(ウ) 本件商標と引用商標3の類否

本件商標と引用商標3を対比すると,外観において,本件商標の「COLLAGE」の部分と引用商標3の「Collage」の部分は,冒頭の「C」の大文字と綴りにおいて共通し,本件商標の「コラゲテクト」の部分と引用商標3の「コラージュ」の部分は,語頭に「コラ」との文字がある点で共通する。しかし,前記ア(ア)のとおり,本件商標の「COLLAGE」のみが切り離されて認識されることはない上,本件商標の「コラゲテクト」の部分と引用商標3の「コラージュ」の部分は,全体の文字数が異なり,語頭の「コラ」という文字以外の文字も異なり,さらに,引用商標3は,独特の花草模様の図形が配されている点で本件商標と相違する。そうすると,上記のような共通点があるとしても,本件商標と引用商標3は,外観において異なる。

前記(イ)と同様に,本件商標より生ずる「コラゲテクト」の称呼と引用商標3より生ずる「コラージュ」の称呼は異なる。

本件商標は特定の観念を生じない造語であるから,本件商標と引用商標3の観念を比較することはできない。

したがって,本件商標と引用商標3は,外観,称呼が異なり,観念を 比較することはできないから,類似しない。

(2) 本件商標と引用商標の類否に関する判断の誤りの有無

前記(1)ウのとおり,本件商標と引用商標はいずれも類似しないから,審決が,本件商標と引用商標は非類似であり,本件商標は商標法4条1項11 号に該当しないと判断したことに誤りはない。したがって,取消事由1は理由がない。

- 2 商標法4条1項15号該当性判断の誤り(取消事由2)について
 - (1) 事実認定

ア 原告の「Collage」との表示等に係る使用態様は,以下のとおりである。

原告は、昭和55年1月、「Collage」又は「コラージュ」との表示を付した化粧品の販売を開始し(最初の製品は「コラージュクリーム」であった。)、その後、「Collage」又は「コラージュ」との表示を付した化粧品、せっけん類を、「コラージュシリーズ」と称する一連の商品として製造販売してきた。本件商標の登録出願時(平成16年7月14日)及び登録査定時(平成17年6月10日)におけるコラージュの表示を付した一連の商品は、別紙5のとおりである。コラージュの表示を付した一連の商品は、別紙5のとおりである。コラージュの表示を付した一連の商品は、別新5のとおりである。コラージュの表示を付した一連の商品について、カタログや広告には、低刺激性の化粧品、せっけん類であり、皮膚や毛髪等にトラブルのある場合にも使用することができるという特徴が記載されている(甲6の1、2、甲10の1ないし3、甲13、甲20の1ないし14、甲42。

コラージュの表示を付した一連の商品の売上額は,別紙6のとおりであり、年間15億円ないし28億円で推移している(甲18,甲43)。

コラージュの表示を付した一連の商品は、(a)新聞・雑誌への広告の掲載(甲12,甲26の1ないし124)、(b)コラージュの表示を付した一連の商品を販売する薬局等におけるパンフレットやチラシの配布、POP 広告やディスプレイの設置(甲9の2,甲10の1ないし46,甲28の1ないし44)、(c)コラージュの表示を付した一連の商品の愛用者の会である「コラージュ倶楽部」の結成、会員への情報や便宜の提供(甲9の3,甲10の4ないし6,甲13)、(d)新製品の販売開始に際しての、試供品や商品セットのプレゼントキャンペーンの実施(甲10の1ないし46)などにより、宣伝広告がされてきた。「コラージュ倶楽部」の会員は、平成12年9月の時点で1万5000人を超えており(甲10の4)、コラ

ージュの表示を付した一連の商品の宣伝広告費は、別紙7のとおりであり、 年間2億円ないし7億6000万円余りであった(甲19)。

新聞・雑誌には、コラージュの表示を付した一連の商品を紹介する記事等が掲載され、低刺激性であること、皮膚や毛髪等にトラブルのある場合でも使用が可能であること等の説明がされている(甲11,甲14,甲15,甲27の1ないし43)。

上記使用態様によれば、原告のコラージュの表示を付した一連の商品は、低刺激性であること等の特徴から、需要があり、化粧品、せっけん類の需要者の中に、「Collage」又は「コラージュ」との表示を、原告の商品を表示するものとして認識する者が存在することが認められる。

イ しかし,そのような事実があっても,「Collage」との表示が,原告の商品の出所を示すものとして,周知又は著名であったということはできない。

すなわち,前記アの使用態様のうちには,片仮名の「コラージュ」との表示のみを使用し、欧文字の「Collage」との表示を使用していないものや欧文字の「Collage」との表示が判読できないものも少なからず存在する(このような使用態様に対応する書証の番号等は別紙8のとおりである。)。また,弁論の全趣旨によれば,化粧品,せっけん類の市場規模は非常に大きく,宣伝広告費も相当額にのぼると認められるところ,前記アのコラージュの表示を付した原告商品の売上額が国内の同種商品の総売上額に占める割合や,原告商品と他社の同種商品の宣伝広告の費用・規模が他社の同種商品の売上額や宣伝広告の費用・規模が他社の同種商品の売上額や宣伝広告の費用・規模と比べて大きいものかどうかは明らかでない。さらに,前記アに掲げた書証及び弁論の全趣旨によれば,(a)新聞・雑誌への広告の掲載,(b)商品を販売する薬局等におけるパンフレットやチラシの配布,POP広告やディスプレイの設置,(c)商品の愛用者の会の結成,会員への情報や便宜の提供,(d)新製品の販売開始に際

しての、試供品や商品セットのプレゼントキャンペーンの実施などは、化粧品、せっけん類などの宣伝広告において特に珍しい態様のものではなく、他社商品についても同様の宣伝広告が行われていることが認められる。そうすると、「Collage」との表示が、本件商標の登録出願時(平成16年7月14日)及び登録査定時(平成17年6月10日)において、原告の商品を表示するものとして需要者、取引者の間で広く認識されていたことを認めるに足りる証拠があるとはいえない。したがって、「Collage」との表示は、原告の商品を表示するものとして、本件商標の登録出願時(平成16年7月14日)及び登録査定時(平成17年6月10日)に周知又は著名であったとは認められない。

ウ また,前記 1 (1) ウのとおり,本件商標と引用商標はいずれも類似しない。

(2) 原告の商品との混同の有無についての判断

前記(1)イのとおり、「Collage」との表示は、原告の商品を表示するものとして周知又は著名であるとは認められないこと、前記1(1)ウのとおり、本件商標と引用商標はいずれも類似しないことから、本件商標は、その指定商品である化粧品、せっけん類等に使用しても、「Collage」又は「コラージュ」との表示を付した原告の商品と混同を生ずるおそれはないと解される。

したがって,本件商標は,原告の業務に係る商品と混同を生ずるおそれが ある商標(商標法4条1項15号)に該当しないというべきである。

そうすると、審決が、本件商標は原告の業務に係る商品と混同を生ずるお それがある商標(商標法4条1項15号)と認めることはできないと判断し たことに誤りはない。したがって、取消事由2は理由がない。

3 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、審決にこれを取り消すべきその他の違法もない。

よって,原告の本訴請求を棄却することとし,主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官	飯	村	敏	明
裁判官	中	平		健
裁判官	上	田	洋	幸

コ ラ ゲ テ ク ト COLLAGE TECHTO

コラージユ

コラージュ Collage



	クレンジングシリー ズ	コラージュクレンジングジェルS
		コラージュクレンジングクリー ムS
		コラージュ化粧水ライトS
		コラージュ化粧水S
	基礎シリーズ	コラージュエッセンスS
		コラージュ乳液S
基礎化粧品		コラージュクリー ムS
2 0E 1C 12 00		コラージュ化粧水-ゴールドS
	ゴールドシリーズ	コラージュエッセンスーゴールドS
	1 10.000	コラージュ乳液・ゴールドS
		コラージュクリームーゴールドS
		コラージュUVプロテクトミルクS
	UVプロテクトシリー ズ	コラージュUVプロテクトクリームS
		コラージュホワイト ケアクリー ムS
		コラージュA脂性肌用石鹸
	オイリー肌用	コラージュAフェイシャルソープ
		コラージュA液体石鹸
	ノーマル肌用	コラージュM石鹸
肌タイプ別石鹸		コラージュMフェイシャルソープ
		コラージュM液体石鹸
		コラージュD乾性肌用石鹸
	ドライスキン用	コラージュDフェイシャルソープ
		コラージュD液体石鹸
		コラージュD入浴剤
	ボディケア	コラージュDボディクリーム
		コラージュハンド モイスチャー
	シャンブー・リンス	コラージュシャンプーS
	3,3, 3,3,	コラージュリンスS
ヘアケア	育毛	コラージュリッチ
	フケ・かゆみの気になる方に	コラージュフルフル
	2.2 12-12-07-07-341E-07-371E	コラージュフルフルリンス

別 紙 6 (省略)

別 紙 7(省略)

1 片仮名文字「コラージュ」のみが使用されているもの

(1)	甲	9	0	2

5 1 3	1	5 1 3	3 2	5 1	3 3	5 1 3 4	5 1 3 5	5 1 3
6	5 1 3	7						
5 1 3	8	5 1 3	3 9	5 1	4 1	5 1 4 3	5 1 4 6	5 1 4
7	6 2 4	9						
6 2 5	2	6 2 5	5 4	7 0	3 9	7 0 4 0	7 0 4 1	7 0 5
7	7 0 9	1						
7 1 4	8	7 1 7	7 5	7 3	0 1	7 3 0 2	7 3 1 5	7 3 3
8	7 3 3	9						
7 3 4	0	7 3 4	1 1	7 3	4 2	7 3 4 3	7 3 4 4	7 4 0
7	7 4 0	8						
7 4 6	8	7 4 6	5 9	7 4	7 0	7 4 7 2	7 4 7 3	7 4 7
4	7 4 7	5						
7 4 7	7	7 4 8	3 4	7 7	3 8	7 7 4 0	7 7 4 4	7 7 4
7	7 7 4	9						
7 7 5	2	7 7 6	5 1	7 8	3 3	7 8 4 2	7 8 5 8	7 8 5
9	7 8 6	0						
7 8 6	1	7 8 6	5 2	7 8	6 3	8 0 2 8	8 0 6 9	8 0 7
2	8 0 8	3						
8 2 3	7	8 3 5	5 9	8 6	7 9	8 7 1 9	8 7 9 7	8 8 0
7	8 8 0	8						
8 8 0	9	8 9 8	3 9	8 9	9 0	9001	9003	9 0 0

	5	900	, ,				
	900	9	9010	9011	9054	080	9 1 1
	2	9 1 1	3				
	9 1 2	7	9 1 4 4	9 2 0 5	9 2 9 5	327	9 3 2
	8	9 3 2	2 9				
	9 3 3	0	9 3 5 4	9 3 5 5	9 4 3 0	9536	9 5 5
	8	9 5 5	5 9				
	9 5 6	0	9 5 8 8	9 5 8 9	9590	9 5 9 1	9 5 9
	2	9 5 9	3				
	9 5 9	4	9 5 9 5	9596	9597	9 5 9 8	9 5 9
	9	960	0 0				
	960	1	9602	9603	9604	9605	960
	6	960	7				
	960	8	9616	9618	9644	9671	9 7 1
	0	9 7 8	3 5				
	9 7 9	0	9791	10066	1 0 1 1 6		
(2)	甲10	の1(1頁)	甲10の9(〔10頁)	甲10の1	2 (1
6頁)	ı						
	甲10	の17	7(36頁)	甲10の1	9(38頁)	甲10の2	22(4
	3頁)						
	甲10	の24	4(55頁)	甲10の2	5(61頁)	甲10の3	35(9
	6頁)						
	甲10	の37	7(107頁)	甲10の3	8(108頁)	甲10の4	0 (1
	11,	1 1 2	2頁)				
	甲10	の43	3(117頁)	甲10の4	4(118頁)	甲10の4	5 (1

5 9007

21,122頁) 甲10の46(125頁)

(3)甲11

9頁 12頁 17頁 29頁 33頁 76頁 77頁

83頁 107頁 234頁 263頁 269頁 275

頁 282頁 291頁 411頁 413頁 418頁 4

26頁 459頁 485頁

513頁 517頁 522頁 525頁 526頁

(4)甲12

229頁 235頁 254頁 255頁 347頁 361

頁 411頁

(5)甲13

25頁 33頁 40頁 42頁 44頁

(6)甲14

14頁 15頁 16頁 17頁 33頁 34頁

3 9 頁

40頁 41頁 42頁 47頁 48頁 49頁

50頁

85頁 129頁 130頁 131頁 132頁 135

頁 136頁

139頁 140頁 185頁 186頁 194頁 195

甲20の8(91頁)	甲20の9(1
甲26の7(7頁)	甲26の8(8
甲26の15(15頁)	甲26の17(1
甲26の21(21頁)	甲26の24(2
甲26の35(42頁)	甲26の36(4
甲26の39(47頁)	甲26の42(5
甲26の58(70頁)	甲26の59(7
甲26の67(81頁)	甲26の68(8
甲26の70(84頁)	甲26の76(1
甲26の82(120頁)	甲26の84(1
甲26の102(173頁) 甲26の104
	甲26の7(7頁) P26の15(15頁) P26の21(21頁) P26の35(42頁) P26の39(47頁) P26の67(81頁) P26の70(84頁) P26の82(120頁)

```
(182頁)
   甲26の112(183頁)甲26の119(200頁)甲26の120
   (201頁)
(9)甲27の1(1頁) 甲27の2(2頁)
                              甲27の3(3
頁)
   甲27の4(4頁)
               甲27の5(5頁)
                             甲27の13(3
   3頁)
   甲27の17(47頁) 甲27の20(63頁) 甲27の28(9
   2頁)
   甲27の30(94頁) 甲27の31(95頁) 甲27の32(9
   6頁)
   甲27の33(97頁) 甲27の34(98頁) 甲27の35(9
   9頁)
   甲27の36(100頁) 甲27の37(101頁) 甲27の40(1
   0 4 頁)
   甲27の41(105頁) 甲27の42(106頁) 甲27の43(1
   07頁)
(10)甲28の18(49頁) 甲28の19(59頁) 甲28の20(7
6頁)
   甲28の25(91頁,92頁) 甲28の26(103頁) 甲28の
   27(107頁)
```

甲26の106(177頁)甲26の110(181頁)甲26の111

甲28の29(112頁,113頁) 甲28の30(119頁)

甲28の32(123頁) 甲28の33(127頁) 甲28の34(1

39頁)

甲28の37(149頁) 甲28の38(151頁,153頁)

甲28の39(156頁) 甲28の40(168頁) 甲28の41(1

86頁)

甲28の42(189頁,191頁,193頁) 甲28の43(195

頁)

甲28の44(209頁,211頁)

2 片仮名文字「コラージュ」とともに商品写真が掲載されているが、そのパッケージ上にも片仮名文字「コラージュ」しか使用されていないもの

(1)甲9の2

7985 8070 8073 8074 8114 811

6 8117

8118 8712 8821 8942 8992 899

4 9001

9033 9043 9044 9128 9206 950

8 9531

9586 9587 9619 9620 9633 963

5 9640

9649 9663 9709 9749 9782 978

4 10022

10041

(2)甲13

11頁 42頁 43頁 45頁

2頁	頁	8頁	29頁	5 1 頁	5 2 頁	5 3 頁
	5 4 頁	Ī				
5 (6頁	6 1 頁	6 4 頁	70頁	7 3 頁	7 6 頁
	7 9 頁	Ī				
8 2	2 頁	9 3 頁	9 6 頁	98頁	99頁	1 0 0
頁	1 0 1	頁				
1 (02頁	103頁	115頁	117頁	118頁	1 1 9
頁	1 2 0) 頁				
1 2	2 1 頁	122頁	123頁	124頁	133頁	1 3 4
頁	1 3 7	' 頁				
1 3	3 8 頁	141頁	142頁	143頁	144頁	1 4 5
頁	1 4 6	頁				
1 4	47頁	148頁	150頁	153頁	165頁	1 6 8
頁	174	頁				
1 7	7 6 頁	177頁	178頁	179頁	180頁	1 8 1
頁	187	'頁				
1 8	88頁	189頁	190頁	191頁	192頁	1 9 3
頁	2 0 3	3頁				
2 (06頁	2 1 2 頁	2 1 5 頁	2 1 8 頁	2 2 1 頁	
(4)甲	1 5					
7頁	Ę	9 頁	10頁	11頁	12頁	13頁
	20頁	Ī				
2	1頁	22頁	2 3 頁	40頁	4 1 頁	42頁
	43頁	Į				

(3)甲14

4 4 頁	45頁	46頁	47頁	48頁	49頁
50]	頁				
5 1 頁	5 2 頁	5 3 頁	5 4 頁	5 5 頁	5 6 頁
5 7 頁	頁				
5 8 頁	5 9 頁	6 0 頁	6 1 頁	6 2 頁	63頁
69]	頁				
70頁	7 1 頁	7 2 頁	73頁	7 4 頁	8 1 頁
82]	頁				
83頁	8 4 頁	85頁	86頁	8 7 頁	1 0 0
頁 108	8 頁				
111頁	113頁	114頁	115頁	116頁	1 1 7
頁 118	8 頁				
119頁	120頁	122頁	125頁	127頁	1 2 8
頁 129	9 頁				
130頁	131頁	132頁	133頁	134頁	1 3 5
頁 130	6頁				
137頁	138頁	139頁	140頁	142頁	1 4 5
頁 14	7頁				
148頁	149頁	150頁	151頁	152頁	1 5 3
頁 154	4 頁				
155頁	156頁	157頁	158頁	159頁	1 6 0
頁 160	6頁				
169頁	171頁	172頁	173頁	174頁	1 7 5
頁 176	6 頁				
181頁	183頁	184頁	185頁	186頁	1 8 7
頁 188	8 頁				

1 8 9	頁	190頁	191頁	192頁	193頁	194
頁	1 9 5	頁				
1 9 6	頁	197頁	198頁	199頁	200頁	2 0 1
頁	2 0 4	頁				
2 0 7	頁	209頁	2 1 1 頁	2 1 4 頁	2 1 7 頁	2 2 0
頁	2 2 3	頁				
2 2 4	頁	225頁	227頁	229頁	2 3 2 頁	2 4 6
頁	2 4 9	頁				
2 5 5	頁					

- (5)甲20の12(144頁) 甲20の13(160頁) 甲20の14(175,176頁)
- (6)甲26の74(92頁) 甲26の85(124頁) 甲26の86(125頁)

甲26の87(130頁) 甲26の88(137頁) 甲26の89(1 40頁)

甲26の91(147頁) 甲26の92(150頁) 甲26の93(154頁)

甲26の94(158頁) 甲26の96(166頁)

(7)甲27の11(26頁) 甲27の12(30頁) 甲27の14(3 6頁)

甲27の22(73頁) 甲27の23(76頁) 甲27の26(87頁)

甲27の27(89頁)

(8)甲28の29(110頁,111頁) 甲28の33(135頁) 甲28の34(138頁) 甲28の38(150頁,152頁,154頁) 甲28の39(163頁,164頁) 甲28の40(177頁,178頁) 甲28の42(188頁,190頁,192頁) 甲28の43(204頁,205頁)

3 片仮名文字「コラージュ」とともに商品写真が掲載されているが、そのパッケージ上の商標が不鮮明なもの

(1)甲9の2

3 7 6	3	5 1 (0 9	5 7	0 6	5 9 0 2	6016	6 1 0
1	6 2 0	4						
6 6 1	2	662	2 1	6 7	5 5	6776	7 0 1 3	7 0 1
5	7 0 1	6						
7 0 5	0	7 1 9	9 8	7 5	4 1	7 5 4 7	7 5 9 8	7 8 1
6	7 8 1	8						
7 8 2	0	7 8 2	2 1	7 8	2 3	7 8 2 4	7 8 2 5	7 8 2
6	7 8 2	7						
7 8 4	3	784	4 4	7 8	4 8	7 8 4 9	7 8 5 0	7 8 5
1	7 8 5	2						
7 8 5	3	780	6 9	7 9	1 0	7 9 1 6	7 9 1 7	7 9 9
6	7 9 9	7						
7 9 9	8	7 9 9	9 9	8 0	0 0	8 0 0 1	8 0 0 2	8 0 0
4	8 0 0	5						

8006	8 0 0 7	8096	8 1 1 5	8 1 5 0	8 2 5
3 82	6 1				
8 3 7 0	9 2 1 0	9 3 4 1			

(2)甲10の13(20頁) 甲10の27(67頁) 甲10の3 6(105頁) 甲10の39(110頁) 甲10の42(115頁) 甲10の44(118頁,119頁)

(3)甲11

頁 267頁

6頁	11頁	13頁	14頁	16頁	18頁
19頁	Į				
2 7 頁	3 0 頁	3 1 頁	3 2 頁	3 5 頁	3 7 頁
5 1]	Į				
5 7 頁	7 5 頁	7 8 頁	7 9 頁	8 0 頁	8 1 頁
8 2 頁	Į				
8 4 頁	8 5 頁	86頁	8 7 頁	113頁	1 2 0
頁 124	4頁				
143頁	147頁	158頁	162頁	168頁	1 7 0
頁 172	2頁				
179頁	192頁	195頁	202頁	206頁	2 1 4
頁 217	7 頁				
2 2 1 頁	2 2 5 頁	2 2 9 頁	2 3 0 頁	2 3 7 頁	2 4 4
頁 247	7 頁				
250頁	2 5 4 頁	2 5 7 頁	260頁	265頁	2 6 6

270頁	273頁	280頁	281頁	283頁	284
頁 28!	5 頁				
287頁	290頁	293頁	295頁	299頁	3 0 3
頁 313	3 頁				
3 1 9 頁	3 2 7 頁	3 2 9 頁	3 3 5 頁	3 4 3 頁	3 4 9
頁 35!	5 頁				
3 6 3 頁	3 6 5 頁	3 6 7 頁	3 6 9 頁	3 7 1 頁	3 7 3
頁 37!	5 頁				
3 8 1 頁	383頁	3 9 4 頁	408頁	409頁	4 1 0
頁 412	2 頁				
4 1 4 頁	4 1 5 頁	4 1 6 頁	417頁	4 1 9 頁	4 2 4
頁 42!	5 頁				
4 3 1 頁	4 3 5 頁	4 3 6 頁	440頁	442頁	4 4 7
頁 448	8 頁				
449頁	450頁	4 5 1 頁	453頁	455頁	4 5 7
頁 459	9 頁				
463頁	467頁	473頁	477頁	483頁	4 8 7
頁 489	9頁				
491頁	493頁	495頁	499頁	5 0 1 頁	5 0 3
頁 50!	5 頁				
5 0 7 頁	5 1 0 頁	5 1 1 頁	5 1 2 頁	5 1 4 頁	5 1 5
頁 516	6 頁				
5 1 8 頁	5 1 9 頁	5 2 0 頁	5 2 1 頁	5 2 3 頁	5 2 4
頁 532	2 頁				
5 3 4 頁	5 3 6 頁				

1	1	١	\blacksquare	1	2
(4	,	+	ı	_

5 頁	17頁	2 3 頁	3 9 頁	4 2 頁	6 1 頁
6 3]	頁				
6 7 頁	7 4 頁	7 6 頁	82頁	8 4 頁	85頁
8 7]	頁				
88頁	8 9 頁	90頁	9 3 頁	9 6 頁	9 7 頁
98]	頁				
99頁	100頁	101頁	102頁	106頁	1 0 7
頁 10	9 頁				
110頁	112頁	113頁	114頁	116頁	1 1 7
頁 11	8頁				
119頁	120頁	122頁	123頁	124頁	1 2 5
頁 12	6 頁				
127頁	128頁	130頁	131頁	132頁	1 3 3
頁 13	4 頁				
135頁	136頁	137頁	138頁	139頁	1 4 0
頁 14	1頁				
142頁	143頁	144頁	145頁	146頁	1 4 7
頁 15	3 頁				
154頁	200頁	202頁	204頁	206頁	2 0 8
頁 21	0 頁				
2 1 2 頁	2 1 4 頁	2 1 5 頁	2 1 6 頁	2 1 7 頁	2 1 9
頁 22	1頁				
2 2 3 頁	226頁	227頁	228頁	2 3 1 頁	2 3 3
頁 23	4 頁				
237頁	2 3 9 頁	2 4 1 頁	2 4 3 頁	2 4 5 頁	2 4 6

頁	2 4	8	頁																										
2 5 0	頁		2	5	2	頁			2	5	7	頁			2	8	7	頁			2	9	3	頁			3	1	9
頁	3 2	2 0	頁																										
3 2 2	頁		3	2	4	頁			3	2	6	頁			3	2	8	頁			3	3	0	頁			3	3	2
頁	3 3	8 4	頁																										
3 3 6	頁		3	3	8	頁			3	3	9	頁			3	4	1	頁			3	4	3	頁			3	4	5
頁	3 4	ŀ 6	頁																										
3 4 9	頁		3	5	1	頁			3	5	3	頁			3	5	5	頁			3	5	7	頁			3	5	9
頁	3 6	6 4	頁																										
3 6 6	頁		3	6	8	頁			3	7	0	頁			3	7	1	頁			3	7	2	頁			3	7	4
頁	3 7	' 5	頁																										
3 7 6	頁		3	7	7	頁			3	7	8	頁			3	9	0	頁			3	9	1	頁			3	9	2
頁	3 9	3	頁		3	9	4	頁			3	9	5	頁			3	9	6	頁			3	9	7	頁			3
98頁	Ī	3	9	9	頁			4	0	0	頁		4	0	1	頁			4	0	2	頁			4	0	3	頁	
4 0	4 頁	Ī		4	0	5	頁			4	0	6	頁			4	0	7	頁		4	0	8	頁			4	1	2
頁	4 1	3	頁			4	1	4	頁			4	1	6	頁			4	1	8	頁			4	2	0	頁		4
23頁	Ī	4	2	4	頁			4	2	5	頁			4	2	6	頁			4	2	7	頁			4	2	9	頁
4	3 1	頁	•	4	3	3	頁			4	3	5	頁			4	3	7	頁			4	3	9	頁			4	4
1頁	4	l 4	3	頁			4	4	4	頁		4	4	6	頁			4	5	1	頁			4	5	2	頁		

(5)甲13

3 2 頁 3 8 頁 3 9 頁 6 8 頁 7 8 頁 7 9 頁 8 1 頁

82頁 102頁 103頁

472頁 474頁 475頁

(6)	甲14																			
	5頁	10頁		۱ ′	1 頁	Ī			1	2	頁			1	3	頁			1	8頁
	1 9	頁																		
	20頁	2 1 頁	4	2 2	2 真	Ī			2	3	頁			2	4	頁			2	5頁
	2 6	頁																		
	2 7 頁	3 1頁	3	3 2	2 頁	Ī			3	5	頁			3	6	頁			3	7頁
	3 8	頁																		
	43頁	44頁	4	1 5	5 頁	Ī			4	6	頁			5	8	頁			5	9頁
	6 7	頁																		
	87頁	90頁	•	1 ′	1 1	頁			1	1	9	頁		1	2	7	頁		1	5 6
	頁 17	1頁																		
	200頁	209頁	2	2 2	2 9	頁			2	3	5	頁		2	3	6	頁		2	4 3
	頁																			
(7)	甲15																			
	90頁	162頁	•	1 6	5 3	頁	•		2	0	2	頁		2	4	2	頁		2	4 3
	頁 25	8頁																		
		1 (118頁))			甲	2	0	の	1	2	(1 3	4	頁)			甲	2 0
の13	3(150頁																			
	甲20の1	4 (165頁))																	
		_		_																
	単26の1	(1頁)		E	⊭ 2	. 6	の	2	(2	貞)				甲	2	6 σ.) 4	(4
頁)	-			_	_		_	_												
		(5頁)		Ē	⊭ 2	: 6	の	6	(6	貞)				甲	2	6 σ.	9	(9
	頁)																			

甲26の10(10頁)	甲26の12(12頁)	甲26の13(1
3頁)		
甲26の14(14頁)	甲26の16(16頁)	甲26の18(1
8頁)		
甲26の20(20頁)	甲26の22(22頁)	甲26の23(2
3頁)		
甲26の24(27頁)	甲26の25(32頁)	甲26の26(3
3頁)		
甲26の27(34頁)	甲26の28(35頁)	甲26の29(3
6頁)		
甲26の31(38頁)	甲26の32(39頁)	甲26の33(4
0頁)		
甲26の34(41頁)	甲26の37(45頁)	甲26の40(4
8頁)		
甲26の41(49頁)	甲26の43(53頁)	甲26の44(5
4頁)		
甲26の45(55頁)	甲26の46(57頁)	甲26の47(5
8頁)		
甲26の48(59頁)	甲26の49(60頁)	甲26の51(6
2頁)		
甲26の52(63頁)	甲26の53(64頁)	甲26の54(6
5頁)		
甲26の55(66頁)	甲26の56(67頁)	甲26の57(6
8頁)		
甲26の60(72頁)	甲26の62(75頁)	甲26の63(7
6頁)		

```
甲26の64(77頁)
             甲26の65(78頁)
                          甲26の66(7
9頁)
甲26の71(85頁) 甲26の72(86頁) 甲26の73(8
7頁)
甲26の75(109頁) 甲26の77(111頁) 甲26の78(1
12頁)
甲26の79(113頁) 甲26の80(118頁) 甲26の83(1
22頁)
甲26の97(168頁) 甲26の99(170頁) 甲26の100
(171頁)
甲26の101(172頁)甲26の103(174頁)甲26の105
(176頁)
甲26の107(178頁)甲26の108(179頁)甲26の109
(180頁)
```

甲26の113(184頁)甲26の114(186頁)甲26の116 (192頁)

甲26の122(203頁)甲26の124(205頁)

(10)甲27の9(17頁) 甲27の10(21頁) 甲27の38(1 02頁)

(11)甲28の36(142頁,143頁) 甲28の37(145頁) 甲28の44(212頁)